

注：網掛け部分は、未確定

はじめに

◇ 第5次総合計画について

1. 計画の目的

(例) 第4次総合計画

地方分権の推進及び地域主権時代の到来、少子高齢化や人口減少社会の進展、さらには地域間格差の拡大など、近年の急激な社会状況の変化によって、これからの地方自治体においては、行動力と自己責任とともに自主・自立性の伴った行政運営が求められています。

また、多様化する社会的ニーズに即応するためには、市民と地域の活動や組織力を活かして、市民と行政とが力を合わせ、新しいまちのあり方や仕組みを構築し、未来に夢や希望の持てるまちづくりを進めていくことが大切です。

ここに、市民の参画と協働により英知を結集し、これまでのまちづくりの成果を踏まえつつ、新たな課題にも果敢に挑み、将来のまちづくりを創造するための指針として、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～を策定します。

2. 計画の性格

本計画は、本市が目指す都市像を示すとともに、その実現のための基本指針としての役割を担うものであり、次のような性格を有しています。

- ◆市民の参画と協働による計画
- ◆市民の視点に立った、わかりやすい計画
- ◆市民ニーズを踏まえた重点課題を戦略的に取り組む計画

3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第5次亀岡市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2層構造で構成します。

(2) 計画の期間

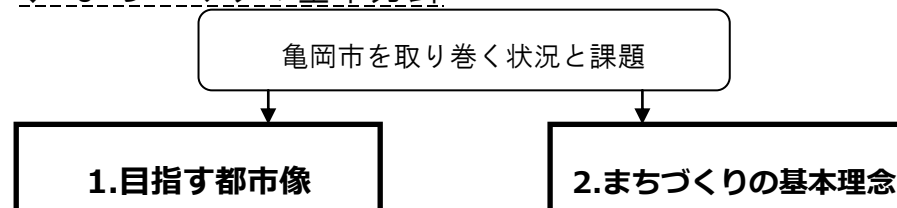
区分	内容	計画期間
基本構想	目標年次に向け、本市が目指す都市像や都市のすがた、施策の基本方針（施策の大綱）を示しており、基本構想の計画期間におけるまちづくりの指針となるものです。	令和3～12年度
基本計画	「基本構想」に掲げる将来都市像を実現するために、施策の基本方針（施策の大綱）に基づき取り組むべき施策を体系的・総合的に示した計画です。計画は、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるよう必要に応じ見直すこととしています。	令和3～12年度 (必要に応じて見直し)

4. 基本計画の進行管理

※今後の協議により決定。

I まちづくりの展望

◇ まちづくりの基本方針



※今後の協議により決定。

◇ 都市のすがた

1. 将来人口（定住人口、（にぎわい、交流、関係人口））

※今後の協議により決定。

2. エリア別土地利用の基本方針

※今後の協議により決定。

3. 都市構造の基本方針

※今後の協議により決定。

4. ゾーン別地域振興の方策

※今後の協議により決定。

II 施策の基本方針（施策の大綱）

- 第1 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり  
～人権の尊重・市民協働の推進～ 各節
- 第2 安全で安心して暮らせるまちづくり  
～安全・安心の推進～ 各節
- 第3 健康で元気あふれるまちづくり  
～健康づくり・福祉の充実～ 各節
- 第4 豊かな心と文化を育むまちづくり  
～生涯学習・教育の推進～ 各節
- 第5 人と環境にやさしいまちづくり  
～生活環境の向上～ 各節
- 第6 活力あるにぎわいのまちづくり  
～産業の振興～ 各節
- 第7 快適な生活を支えるまちづくり  
～都市基盤の整備～ 各節
- 第8 効率的で明るい都市経営  
～計画を推進する行財政運営～ 各節

III 重点取組（仮）

※今後、重点取組（仮）の設定を検討する。

## 第5次亀岡市総合計画の構成について【基本計画】

章	節
第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり ～人権の尊重・市民協働の推進～	第1節 人権尊重・平和
	第2節 男女共同参画
	第3節 コミュニティ
	第4節 市民協働
第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり ～安全・安心の推進～	第1節 セーフコミュニティ
	第2節 防災・消防
	第3節 交通安全・防犯
	第4節 消費者保護
第3章 健康で元気あふれるまちづくり ～健康づくり・福祉の充実～	第1節 健康づくり・医療
	第2節 地域福祉
	第3節 子育て支援
	第4節 高齢者福祉
	第5節 障がいのある人の支援
第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり ～生涯学習・教育の推進～	第1節 生涯学習
	第2節 就学前教育・学校教育
	第3節 社会教育
	第4節 文化芸術・歴史文化
	第5節 生涯スポーツ
	第6節 地域間交流・国際交流
第5章 人と環境にやさしいまちづくり ～生活環境の向上～	第1節 自然環境
	第2節 地球環境・省エネルギー
	第3節 資源循環・廃棄物処理
	第4節 市街地
	第5節 景観保全・形成
	第6節 公園・緑地
第6章 活力あるにぎわいのまちづくり ～産業の振興～	第1節 農業
	第2節 林業
	第3節 商業
	第4節 ものづくり産業
	第5節 観光
	第6節 就労支援
第7章 快適な生活を支えるまちづくり ～都市基盤の整備～	第1節 道路
	第2節 公共交通
	第3節 河川
	第4節 水道
	第5節 下水道
	第6節 住宅・住環境
	第7節 火葬場
	第8節 情報・通信
第8章 効率的で明るい都市経営 ～計画を推進する行財政運営～	第1節 行政運営
	第2節 財政運営
	第3節 広域連携

## 施策の基本方針【施策の大綱】について

### 【 基本的事項 】

第5次亀岡市総合計画策定方針において、策定にあたっては、第4次亀岡市総合計画の基本構想に掲げる「まちづくりの展望」をベースにするとともに、行政運営上浸透している施策の基本方針(施策の大綱)の枠組みは原則踏襲することとしています。

### 【章の部分】

「施策の基本方針(施策の大綱)」の各表現(例:第1章『互いを認め合う、ふれあいのまちづくり～人権の尊重・市民協働の推進～』)については、「目指す都市像」が策定推進委員会として固まった時点で、「目指す都市像」の方向性や社会情勢の変化に伴う修正の有無を各部へ意見照会をする予定です。(12月頃予定)

意見照会結果を事務局において整理し、策定推進委員会で第5次計画の「施策の基本方針(施策の大綱)」を確定させます。

### 【節の部分】

次期基本計画に係るプランニングシートについて、本年12月に各部へ作成を依頼する予定です。各節の表現(例:第1章第1節『人権尊重・平和』)について、社会情勢の変化に伴う修正が必要であれば、プランニングシート内で修正案を記載願うこととします。

修正案を事務局において整理し、策定推進委員会で第5次計画の「節」を確定させます。